|  |
| --- |
| №25-14　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025（令和7）年7月7日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 経営情報の報告は済んでいますか？ １

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 経営情報の報告は済んでいますか？**

保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることを目的に、国において「保育所等における継続的な経営情報の見える化」が進められています。

令和7年4月1日に改正施行された「子ども・子育て支援法」により、「特定教育・保育施設の設置者（中略）は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る（中略）経営情報を（中略）都道府県知事に報告しなければならない」とされました。

上記により、**今年度から、保育所・認定こども園は、前年度の経営情報を、8月までに（事業年度終了が３月末の場合）、都道府県知事に報告することが義務とされました**。

こども家庭庁からの情報によると、現時点において、報告率が低い割合に留まっているとのことです。8月までに報告しなければならないとされておりますので、評議員会が終了し、決算が確定した施設は順次「ここdeサーチ」にご入力ください。

ここdeサーチ　ログイン画面　　<https://www.wam.go.jp/kodomo/COP000100E0000.do>

入力の方法や手順は、下記URLに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

経営情報の入力方法や記入例

<https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/jidou/kdmsys/manual/kdmsys_kns005.pdf>

システム操作に関するお問い合わせは、独立行政法人福祉医療機構のヘルプデスク（0570-000-632）または下記お問い合わせ送信フォームからご連絡ください。

お問い合わせフォーム　　<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/kdmsysjinq.nsf/fInquiry?Open>

説明会の動画やその他の参考資料は、別添PDFからご参照ください。

|  |
| --- |
| テーブル  自動的に生成された説明 |
| グラフィカル ユーザー インターフェイス  自動的に生成された説明 |
| テーブル  自動的に生成された説明 |
| テーブル  自動的に生成された説明 |